

# 片岡駐在所だより

編集・発行  
矢板警察署  
片岡駐在所  
48-0110

(令和6年12月号)

## 強盗事件に注意して下さい！

関東を中心に、一般住宅を対象とした強盗事件が発生しています。パトロールを強化していますが、各家庭においても防犯対策を行いましょう。

**防犯策その1** 訪問者に対してはインターフォンなどで間接的対応を！

**防犯策その2** 他人に個人情報をお教えしない！

**防犯策その3** 複数の防犯対策をして被害防止を！

- 1 確実に鍵をかける。
- 2 センサーライトや防犯カメラなどの防犯機器を設置する。
- 3 窓に補助錠や防犯フィルム等を設置する。
- 4 安全な場所に避難し、110番通報する。

# #9110番

犯罪や事故に当たるのか分からないけれど、ストーカーやDV・悪質商法など警察に相談したいことがあるときには、警察相談専用電話「#9110」番をご利用ください。全国どこからでも電話をかけた地域を管轄する警察本部などの相談窓口につながります。



令和6年11月1日 道路交通法の改正

## 自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ	酒気帯び運転および幫助
<p>スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。 <small>※停止中の操作は対象外</small></p>	<p>自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。</p>
違反者は、 <b>6月以下の懲役又は10万円以下の罰金</b>	違反者は、 <b>3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</b>
交通の危険を生じさせた場合、 <b>1年以下の懲役又は30万円以下の罰金</b>	自転車の提供者は、 <b>3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</b>
	酒類の提供者・同乗者は、 <b>2年以下の懲役又は30万円以下の罰金</b>

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

### 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。  
※受講命令違反 5万円以下の罰金

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、逆走踏切入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。